

国土交通省告示第十二号

令和六年能登半島地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に
関する政令(令和六年政令第五号)により指定された令和六年能登半島地震による災害に關し、特定
非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に關する法律(平成八年法律第八十五号)
第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による延長の措置の対象となる特定権利利益、当該
措置の対象者及び延長後の満了日を次のように指定する。

国土交通大臣 斉藤 鉄夫

令和六年一月十一日

特定権利利益	対象者	延長後の満了日
建設業法(昭和二十四年法律第百号)第三条第一項の規定に基づく建設業の許可	特定被災地域内に主たる営業所を有する者	令和六年六月三十日
建設業法第二十七条の十八第一項の規定に基づく監理技術者資格者証の交付	特定被災地域内に住所を有する者	令和六年六月三十日
建設業法第二十七条の二十三第一項の規定に基づく経営事項審査	特定被災地域内に主たる営業所を有する者	令和六年六月三十日
海上運送法(昭和二十四年法律第百八十七号)第十八条第五項(第十九条の第三項及び第二十三条において準用する場合を含む)の規定に基づき認可の申請	特定被災地域内に航路の起点を有する者	令和六年六月三十日
測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第五十五条第一項の規定に基づく測量業者の登録	特定被災地域内に主たる営業所を有する者	令和六年六月三十日
建築基準法(昭和二十五年法律第一百一十号)第九條第三項の規定に基づく違反建築物に対する措置に係る通知書に対する意見書の提出に代わる公開による意見の聴取の請求	特定被災地域内に住所を有する者及び特定被災地域内に主たる営業所を有する者	令和六年六月三十日
建築基準法第九條第八項の規定に基づく緊急の必要がある場合の違反建築物の使用禁止又は使用制限の命令に対する公開による意見の聴取の請求	特定被災地域内に住所を有する者及び特定被災地域内に主たる営業所を有する者	令和六年六月三十日
建築基準法第七十七条の十八第一項の規定に基づく指定確認検査機関の指定	特定被災地域内に主たる事務所を有する者	令和六年六月三十日
建築基準法第七十七条の三十五の二第一項の規定に基づく指定構造計算適合性判定機関の指定	特定被災地域内に主たる事務所を有する者	令和六年六月三十日
建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第二十三條第一項の規定に基づく建築士事務所登録(特定被災地域内に在る事務所に係るものに限る)	特定被災地域内に建築士事務所を有する者	令和六年六月三十日

道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)第四条第一項の規定に基づく一般貸切旅客自動車運送事業の許可	特定被災地域内に主たる事務所を有する者	令和六年六月三十日
道路運送法第七十九条の規定に基づく自家用有償旅客運送者の登録	特定被災地域内に主たる事務所を有する者	令和六年六月三十日
道路運送車両法(昭和二十六年法律第七十五号)第三十二条第一項(第七十三条第二項において準用する場合を含む)の規定に基づく臨時運行の許可	道路運送車両法第二十四条第一項(第七十三条第二項において準用する場合を含む)に基づく臨時運行の許可を受けた自動車(特定被災地域を運行の用に供する者)	令和六年六月三十日
道路運送車両法第三十六条の二第一項(第七十三条第三項において準用する場合を含む)の規定に基づく回送運行の許可	特定被災地域内に主たる営業所を有する者	令和六年六月三十日
道路運送車両法第七十一条の二第一項の規定に基づく限定自動車検査証明の交付	令和六年能登半島地震に伴って道路運送車両法第六十一条の二第一項の規定に基づき自動車検査証明の有効期間を延長する旨の公示(以下、延長の公示という)をした運輸支局長が、公示する地域内にその使用する自動車の位置が定められている自動車の使用を指示した運輸支局長が別に公示した地域内にその使用する自動車の位置が定められている自動車の使用を指示する地域に事業を置く道路運送車両法第九十四条の三第一項に規定する自動車整備事業者が当該事業及び保安基準適合標章を受領した者	令和六年六月三十日
自動車登録令(昭和二十六年政令第一二五号)第十六條第一項の印刷鑑に関する証明書(特定非常災害発生日前三月以内で作成されたもの)の提出及び添付して作成されたもの(第一項の規定に基づく申請書の提出)の提出	特定被災地域内に住所を有する者及び特定被災地域内にその使用する自動車の位置が定められている自動車の所有者	令和六年六月三十日
自動車登録規則(昭和四十五年運輸省令第七号)第二十五條第二項(第二項の五)第三項(第二項の五)第四項(第二項の五)第五項(第二項の五)第六項(第二項の五)第七項(第二項の五)第八項(第二項の五)第九項(第二項の五)第十項(第二項の五)第十一項(第二項の五)第十二項(第二項の五)第十三項(第二項の五)第十四項(第二項の五)第十五項(第二項の五)第十六項(第二項の五)第十七項(第二項の五)第十八項(第二項の五)第十九項(第二項の五)第二十項(第二項の五)第二十一項(第二項の五)第二十二項(第二項の五)第二十三項(第二項の五)第二十四項(第二項の五)第二十五項(第二項の五)第二十六項(第二項の五)第二十七項(第二項の五)第二十八項(第二項の五)第二十九項(第二項の五)第三十項(第二項の五)第三十一項(第二項の五)第三十二項(第二項の五)第三十三項(第二項の五)第三十四項(第二項の五)第三十五項(第二項の五)第三十六項(第二項の五)第三十七項(第二項の五)第三十八項(第二項の五)第三十九項(第二項の五)第四十項(第二項の五)第四十一項(第二項の五)第四十二項(第二項の五)第四十三項(第二項の五)第四十四項(第二項の五)第四十五項(第二項の五)第四十六項(第二項の五)第四十七項(第二項の五)第四十八項(第二項の五)第四十九項(第二項の五)第五十項(第二項の五)第五十一項(第二項の五)第五十二項(第二項の五)第五十三項(第二項の五)第五十四項(第二項の五)第五十五項(第二項の五)第五十六項(第二項の五)第五十七項(第二項の五)第五十八項(第二項の五)第五十九項(第二項の五)第六十項(第二項の五)第六十一項(第二項の五)第六十二項(第二項の五)第六十三項(第二項の五)第六十四項(第二項の五)第六十五項(第二項の五)第六十六項(第二項の五)第六十七項(第二項の五)第六十八項(第二項の五)第六十九項(第二項の五)第七十項(第二項の五)第七十一項(第二項の五)第七十二項(第二項の五)第七十三項(第二項の五)第七十四項(第二項の五)第七十五項(第二項の五)第七十六項(第二項の五)第七十七項(第二項の五)第七十八項(第二項の五)第七十九項(第二項の五)第八十項(第二項の五)第八十一項(第二項の五)第八十二項(第二項の五)第八十三項(第二項の五)第八十四項(第二項の五)第八十五項(第二項の五)第八十六項(第二項の五)第八十七項(第二項の五)第八十八項(第二項の五)第八十九項(第二項の五)第九十項(第二項の五)第九十一項(第二項の五)第九十二項(第二項の五)第九十三項(第二項の五)第九十四項(第二項の五)第九十五項(第二項の五)第九十六項(第二項の五)第九十七項(第二項の五)第九十八項(第二項の五)第九十九項(第二項の五)第一百項(第二項の五)	特定被災地域内に住所を有する者	令和六年六月三十日
宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第三条第一項の規定に基づく宅地建物取引業者の免許	特定被災地域内に主たる事務所を有する者	令和六年六月三十日
宅地建物取引業法第二十二條の二第一項の規定に基づく宅地建物取引士証の交付	特定被災地域内に住所を有する者	令和六年六月三十日

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

不動産の鑑定評価に関する法律（昭和二十八条第一項の規定に基づく不動産鑑定業者の登録）	特定被災地域内に主たる事務所を有する者	令和六年六月三十日
小型船舶法（昭和四十一条法律第九十九号）第十六条第三項の規定に基づく小型船舶業者の相統	特定被災地域内に事業場を有する者	令和六年六月三十日
タクシ業務適正化特別措置法（昭和四十五年法律第七十五号）第十九条第一項の規定に基づく登録実施機関の登録	特定被災地域内にタクシ業務適正化特別措置法第十九条第一項に規定する登録事務等を行う事務所を有する者	令和六年六月三十日
浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第二十一条第一項の規定に基づく浄化槽工事業の登録	特定被災地域内に主たる営業所を有する者	令和六年六月三十日
不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第四十一条第一項の規定に基づく小規模不動産特定共同事業の登録	特定被災地域内に主たる事務所を有する者	令和六年六月三十日
住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第七條第一項の規定に基づく登録住宅性能評価機関の登録	特定被災地域内に住宅の品質確保の促進等に関する法律第七條第一項に規定する評価の業務を行う事務所を有する者	令和六年六月三十日
住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十四年法律第四十四号）第四十四條第一項の規定に基づく登録住宅型式性能認定等機関の登録	特定被災地域内に住宅の品質確保の促進等に関する法律第四十四條第一項に規定する認定等の業務を行う事務所を有する者	令和六年六月三十日
住宅の品質確保の促進等に関する法律第六十一条第一項の規定に基づく登録試験機関の登録	特定被災地域内に住宅の品質確保の促進等に関する法律第六十一条第一項の規定に基づく試験の業務を行う事務所を有する者	令和六年六月三十日
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第四号）第二十一条第一項の規定に基づく解体工事業の登録	特定被災地域内に主たる営業所を有する者	令和六年六月三十日
マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第四十九号）第四十四條第一項の規定に基づくマンション管理業者の登録	特定被災地域内に主たる事務所を有する者	令和六年六月三十日
マンションの管理の適正化の推進に関する法律第六十条第一項の規定に基づく管理業務主任者証の交付	特定被災地域内に住所を有する者	令和六年六月三十日
高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第五條第一項の規定に基づくサービス付き高齢者向け住宅事業の登録	特定被災地域内に主たる事務所を有する者	令和六年六月三十日
住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号）第二十二條第一項の規定に基づく住宅宿泊管理業者の登録	特定被災地域内に主たる営業所又は事務所を有する者	令和六年六月三十日

観光庁告示第二号	特定権利利益	対象者	延長後の満了日
建設コンサルタント登録規程（昭和五十二年建設省告示第七十七号）第五十二条第一項の規定に基づく建設コンサルタントの登録	特定被災地域内に主たる営業所を有する者	令和六年六月三十日	令和六年六月三十日
地質調査業者登録規程（昭和五十二年建設省告示第七十八号）第二条第一項の規定に基づく地質調査業者の登録	特定被災地域内に主たる営業所を有する者	令和六年六月三十日	令和六年六月三十日
補償コンサルタント登録規程（昭和五十九年建設省告示第三百四十一号）第二条第一項の規定に基づく補償コンサルタントの登録	特定被災地域内に主たる営業所を有する者	令和六年六月三十日	令和六年六月三十日
下水道処理施設維持管理業者登録規程（昭和六十二年建設省告示第千三百四十八号）第二条第一項の規定に基づく下水道処理施設維持管理業者の登録	特定被災地域内に主たる営業所を有する者	令和六年六月三十日	令和六年六月三十日
不動産投資顧問業登録規程（平成十二年建設省告示第千八百二十八号）第三条第一項の規定に基づく不動産投資顧問業の登録	特定被災地域内に主たる営業所を有する者	令和六年六月三十日	令和六年六月三十日
家賃債務保証業者登録規程（平成二十九年国土交通省告示第千八百九十九号）第三条第一項の規定に基づく家賃債務保証業者の登録	特定被災地域内に主たる営業所又は事務所を有する者	令和六年六月三十日	令和六年六月三十日
備考 特定被災地域とは、令和六年能登半島地震に際し災害救助法（昭和二十二年法律第八号）が適用された市町村の区域をいう。			

○観光庁告示第二号
令和六年能登半島地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和六年政令第五号）により指定された令和六年能登半島地震による災害に關し、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に關する法律（平成八年法律第八十五号）第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を次のように指定する。

令和六年一月十一日 観光庁長官 高橋 一郎

発行所 〒一〇五八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目
三番五号 法人国立印刷局
電話 03(3587)4294
定価 一ヵ月、六四一円（未税）、五二〇円（税込）
本号一部 一四三円（未税）
送料 一三〇円（別）